

事務連絡
平成 28 年 1 月 15 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課

市区町村担当課

障害福祉主管課 御中

総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について

通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応については、平成 27 年 11 月 11 日付け総行住第 171 号「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集（追加）について」（参考 1 参照）において通知したところですが、個人番号の代読の要請があった場合等についても、下記の事項に特段の御配慮の上、引き続き適切な対応を行っていただきますようお願いします。

また、下記の事項を管内市区町村（指定都市を含む。）に対して周知し、対応を求めていただくとともに、障害福祉サービス事業者等の関係者、関係団体等に対して周知し、個人番号の代読の要請があったときの対応について協力を求めていただきますようお願いします。

記

- 1 視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するた

めではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第 20 条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。

- 2 個人番号の記載を求めることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと（参考 2 平成 27 年 12 月 28 日厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課・精神・障害保健課事務連絡「障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について」参照。）。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。